

会議名称	平成24年度第5回 杉並区情報公開・個人情報保護審議会会議録	
日時	平成25年3月1日（金） 14時から16時15分まで	
場所	杉並区役所 第4会議室（中棟6階）	
出席者	委員	江藤会長、井上委員、大浦委員、柴田委員、花形委員、濱田委員、光森委員、山岡委員、横山委員、大槻委員、大和田委員、奥山委員、新城委員、鈴木委員、山本委員、小幡委員、北島委員、茶谷委員
	実施機関	岡本産業振興センター課長、加藤杉並福祉事務所長、小松子ども家庭支援担当課長、末久特別支援教育課長、田村健康推進課長、武井障害者施策課長、塩畑障害者生活支援課長、森山住宅課長、浅川選挙管理委員会事務局次長
	事務局	関谷情報・法務担当部長、松川情報システム課長、齊藤政策法務担当課長、本橋情報政策課長
傍聴者	0名	
配布資料	事前	<ul style="list-style-type: none"> <li>資料1 平成24年度第4回情報公開・個人情報保護審議会会議録</li> <li>資料2 平成24年度第5回情報公開・個人情報保護審議会 報告・諮問事項</li> </ul>
	当日	<ul style="list-style-type: none"> <li>会議次第</li> <li>「総合行政ネットワーク(LGWAN)」説明資料</li> </ul>

【会議内容】

- 平成24年度第4回会議録の確定
- 報告・諮問事項

番号	件名	審議結果
諮問第60号	中小企業勤労者福祉事業に関する業務の外部委託について（新規）	決定
報告第34号	不登校等の子どもの健全育成支援に関する業務の登録について（新規）	報告了承
諮問第61号	不登校等の子どもの健全育成支援に関する業務の外部委託について（新規）	決定
諮問第62号	健診（検診）・保健指導に関する業務の外部委託について（新規）	決定
諮問第63号	健診（検診）・保健指導に関する業務の外部結合について（新規）	決定
諮問第64号	区民健診等データ管理システム（小型）に記録する個人情報の項目について（追加）	決定
諮問第65号	障害者相談支援事業に関する業務の外部委託について（新規）	決定
諮問第66号	障害者虐待防止に関する業務の外部委託について（新規）	決定
諮問第67号	障害福祉サービス事業者等の指定等に関する業務の外部提供について（新規）	決定
諮問第68号	障害福祉サービス事業者等の指定等に関する業務の外部結合について（新規）	決定

（裏面に続く）

諮問第 69 号	相談支援事業者指定台帳管理（小型）に記録する個人情報の項目について（追加）	決 定
報告第 35 号	空き家実態調査に関する業務の登録について（新規）	報告了承
諮問第 70 号	空き家実態調査に関する業務の外部委託について（新規）	決 定
諮問第 71 号	選挙人・投票人に関する業務の外部委託について（新規）	決 定
報告第 36 号	平成 2 5 年度 中央電算処理年間運営計画について（概要）	報告了承

会長	定刻になりましたので、平成 24 年度第 5 回杉並区情報公開・個人情報保護審議会を開催します。いつものように、前回の会議録の確定をしたいと思いますのですが、これについて何か訂正、御意見等がありますか。
情報政策課長	会議録の 15 ページの下から 9 行目に「余帰納法的」という記述がありますが、「余」の字は誤植ですので、削除をお願いいたします。
会長	委員の方の御発言ですがよろしいですか。それでは、ただいまの 15 ページの下から 9 行目の、「管理・適正化しても余帰納法的」の余を取るわけですね。それでよろしいですか。それでは、その訂正を加えまして、平成 24 年度第 4 回の会議録を確定したいと思います。 次に、本日の審議の報告・諮問案件について、事務局からお願いします。
情報政策課長	その前に、席上に委員報酬明細書を配布しております。平成 25 年 1 月以降は、復興特別所得税を源泉徴収することとされており、そのことについても書面で説明をしております。御査収のほど、よろしくをお願いいたします。 続いて、本日欠席される旨の御連絡のありました委員は、谷委員と高橋委員の 2 名です。よろしくをお願いいたします。
会長	それでは、報告・諮問事項の審議に入ります。最初に、情報・法務担当部長から諮問文を読み上げていただきたいと思います。
情報・法務担当部長	諮問文を読み上げ、会長に渡す。
	(諮問文手交)
会長	ただいま諮問文を受け取りました。それでは、報告・諮問事項に入ります。初めに、報告第 34 号、諮問第 60 号から諮問第 64 号について、事務局から説明をお願いします。
諮問第 60 号 報告第 34 号、諮問第 61 号 諮問第 62 号、諮問第 63 号、諮問第 64 号	
情報政策課長	諮問第 60 号について説明する。 報告第 34 号、諮問第 61 号について説明する。 諮問第 62 号、諮問第 63 号、諮問第 64 号について説明する。
会長	ただいまの説明について、御質問、御意見はありますか。
委員	2 ページの、中小企業勤労者福祉事業を委託された民間事業者は、パソコンでデータを管理すると思いますが、そのパソコンはスタンドアローンですか。
産業振興センター次長	事業者のパソコンは、スタンドアローンのパソコンです。
委員	分かりました。次に、4、5 ページですが、ここに書かれてある個人情報の項目を照合していくと、若干食い違いがあります。具体的には、4 ページの「個人情報の記録の内容」には「成績」はありませんが、5 ページの「委託に係る個人情報の項目」の 21 番に「成績」があります。これはどういうことなのでしょうか。

杉並福祉事務所長	4 ページの「個人情報の記録の内容」の項目に、「学校生活の状況」とありますが、そちらに含んでいるという解釈でございました。これは、表現を同じにしたほうがよかったと思います。
委員	「学校生活の状況」という項目は4 ページに載っていて、5 ページの26 番として載っています。先ほど申し上げた「成績」というのは5 ページの21 番に個別に「成績」と書かれています。というのは、今回の事業にあたって、当事者の成績が非常に重要な項目だと思うのです。ですから、それを「学校生活の状況」に含めているとおっしゃるのは結構ですが、5 ページの21 番には「成績」という項目をリストアップしているわけですから、やはり4 ページにもきちんと載せるべきではないでしょうか。若しくは、今からでも付け加えることはできますか。
杉並福祉事務所長	今、委員がおっしゃったように、「成績」という項目がこの事業を行っていくにあたり、確かに重要な項目だと思いますので、4 ページにも載せるということで修正させていただければと思います。
委員	分かりました。それから、電話番号の情報を収集しますが、これには携帯番号は含まれているのでしょうか。また、E メールアドレスは収集しないようになっていますが、そういうことでよろしいのでしょうか。
杉並福祉事務所長	電話については、当然携帯電話も含むと思っております。E メールアドレスは、連絡先という意味では同じような項目になろうかと思っておりますので、こちらに含んだ意味で考えておりました。
委員	E メールアドレスは、「連絡先」に含まれるということですね。「連絡先」という項目は、どこにあるのでしょうか。
杉並福祉事務所長	申し訳ありませんでした。訂正します。4 ページの「個人情報の記録の内容」の「電話番号」の中には、携帯電話番号は入っておりますが、E メールアドレスは収集する予定がないということです。
委員	そうしますと、時間外にも相談したい、ということがあるかもしれません。そのときに、E メールなどですと、たくさんの情報を流すことができますし、何時でも送れるわけですが、一方、受ける側からするとたくさんの情報を送られても処理するのに困ってしまう、などの問題もあります。E メールアドレスを収集することがいいかどうかの判断は、分かれるところだと思います。E メールでの連絡は取らない、ということでもよろしいのでしょうか。それから、時間外にお子さんと連絡を取り合うことは、想定しているのでしょうか。
杉並福祉事務所長	基本的には、時間外ではなく、その場に来ていただいてその場で相談を受けることを基本にしています。しかし、緊急の場合や想定外の場合があるかと思っておりますので、そのような場合にはやはり電話などでやり取りをすることはあり得ると思っております。
委員	分かりました。次に8 ページの健診(検診)・保健指導に関する業務ですが、申込みのデータの保存年限は何年ですか。
健康推進課長	5 年を想定しています。

委員	5年以上にはできないのでしょうか。というのは、がんには潜伏期間という言葉があるのか存じ上げませんが、かなり長い期間を経て発症することもあります。例えばこういった健診をしていることを、10年後ぐらいに確認したいということが、あるかもしれません。通常こういったものは5年という保存年限だとは理解するのですが、内容を考えた場合、そういった一律の基準ではなくて、もっと長期に保存することも考えてよいのではないかと思います。いかがでしょうか。
健康推進課長	委員の御指摘の趣旨は分かりますので、今後の課題としたいと思います。
会長	ほかにありますか。
委員	1 ページの、中小企業勤労者福祉事業に関する業務の外部委託、についてですが、「事務事業の概要」に「講演・指導、参加者の出欠管理」と出ています。2 ページの「委託に係る個人情報の項目」には、「氏名」、「住所」、「生年月日」、「電話番号」、「出欠状況」しかないわけです。指導というのは、どういうことを言っているのですか。更に、どこに委託をする予定なのですか。
産業振興センター次長	委託先は、セミナーなどの講座を実施している会社や、バスツアーを実施している会社になります。指導というのは、例えばパソコンの使い方や履歴書の書き方などの、講座をするという意味です。
委員	個人情報には、余り関係ないですね。
産業振興センター次長	関係ありません。
会長	ほかにありますか。
委員	3 ページの、不登校の子どもの健全育成支援に関する業務で、生活保護受給者以外にも生活が困窮している世帯もということで、新たに対象者が加わるのかなと思いました。確認をさせていただきたいのは、3 ページの「1 支援内容」に「中高校生等」と規定されていますが、中途退学者たちを含めて「等」とされているのですか。
杉並福祉事務所長	委員がおっしゃるとおり、高校を中退した方や、高校に入学していない方も含めて、該当する年齢層の方を対象と考えています。
委員	「生活が困窮している」ということですが、どの範囲を「困窮」と規定しているのですか。
杉並福祉事務所長	生活保護受給世帯や、生活保護を受給していなくても、いわゆる一般的に困窮状態の世帯です。これは、年収がいくらからいくらまでというように、なかなか物差しで測れるものではありません。一般家庭も含めて、将来の貧困の連鎖を防いでいこうという趣旨です。
委員	4 ページに、個人情報の収集は本人から、となっていますが、多分本人からとされているのは、希望があつてということだと思います。例えば中学生であれば、成績表は公立や区立であればそのようになるのですが、高校生の場合には外部から成績や、学校状況を収集することはあるのでしょうか。本人が、そのようなことを申請しなければ関係ないのでしょうか。
杉並福祉事務所長	これは、あくまでも本人からの収集となります。面談によってはそういう

	ことを話さざるを得ないと思いますので、そのような範囲と考えています。
委員	では、4 ページの「個人情報の記録の内容」には、このような記載はありますが、申請のときに全てを網羅することではない、と考えてよいのですね。
杉並福祉事務所長	申請のときには、御本人や保護者に趣旨を話し、参加の意向がありましたら申込書を書いていただき、そのあとに面談をします。その範囲内で分かった情報、ということです。
委員	3 ページの「中高生等」の「等」なのですが、今は小学生にも不登校の子がいます。その「等」には、小学生は含まれるのでしょうか。
杉並福祉事務所長	この事業としては、中高生だけを対象と考えています。
委員	それから、4 ページの「生活状況等の情報」の「交友関係」なのですが、例えば不登校の原因がいじめであった場合、相手の個人名も含まれるのでしょうか。その場合にはプライバシーへの配慮も必要な、と思われるのですが。
杉並福祉事務所長	「交友関係」というのは、友達がいるかどうかや、どのような付き合いをしているかというようなことであり、特定した個人名などは想定しておりません。
委員	そうしますと、不登校になった、あるいは引きこもりになった原因等は、この情報の中に入るのでしょうか。
杉並福祉事務所長	この事業の主管は福祉事務所のほかに、子育て支援課、特別支援教育課です。既にそれぞれの課のケースワーカーや、カウンセラーなどの職員が、その子の状況にある程度把握していますので、そういった状況は基本的には分かっている状態で、こちらに参加していただきます。
委員	私も、不登校の子どもへの健全育成に関わっていますので、お聞きします。まず、4 ページの個人情報登録票の「対象となる個人の範囲」が、「福祉事務所、子育て支援課、教育委員会・特別支援教育課の支援を受けている者と受けていた者」とありますが、人数はどのようになっているのでしょうか。それから、「及び保護者」とあるのですが、この保護者はどのように解釈したらよいのでしょうか。
杉並福祉事務所長	人数については、今想定しているのは 20～25 人程度です。引きこもりがちな子どもや不登校ぎみの子どもたちを対象にした事業です。趣旨を説明しても来てくれるかどうかは、はっきりしないところはあります。ですが、今までボランティアでやっている方々を母体にして委託をしていく予定ですので、やはり 20 人前後ぐらいにはなるのではないかと、思っているところです。保護者については、まずこの事業の趣旨を御理解いただいて、子どもを送り出していただくことが必要です。そういう意味で、御家庭の状況、暮らし向きといったことが、出てくる可能性は当然あるかと思えます。そういった支援の対象という意味で、お子さんのほかにも保護者も対象としています。
委員	とてもいい事業だと思いますが、このような支援を受けている子どもである、または家庭であるということが分かると、そこからいろいろな問題が発

	生するのかなと思います。その辺りは十分配慮すると思いますが、どのようなお考えかを教えてくださいませんか。
杉並福祉事務所長	<p>確かに御指摘のとおりで、こういう性格のもので、余り大々的にやると弊害が出てくる可能性もあります。まずは先ほど申し上げた3つの課が、既に把握して支援に関わっているお子さんの中でやっていきたいと思います。今回はモデル事業という位置づけで、十分配慮をしていきたいと思っております。</p> <p>ただ、先ほど申し上げましたボランティアでやってきていて、今までのところではそのようなことで何か問題が起きたことは特になく、と聞いています。</p>
委員	その辺りは十分配慮しながら、やっていただく必要があると思いますので、よろしく願いいたします。
委員	不登校等の子どもの健全育成支援なのですが、「業務の名称」と「個人情報の収集目的」の所に、少しずれを感じます。業務の名称だけを読むと、不登校等ということで、全不登校の方を対象と読み取れるのですが、目的の所まで読み進めると生活困窮者の中からということが分かってきます。この辺りは、後々、何か問題は出ないのでしょうか。
杉並福祉事務所長	「業務の名称」は、個人情報登録の名称と考えており、一般的な事業の名称として、例えば今回の予算編成の中で使っている言葉や、今後対外的に説明する場合は、「社会的居場所づくり支援事業」という名称を付けております。
委員	では、特に問題は出ないということですね。
杉並福祉事務所長	特に問題はないと思っております。
委員	分かりました。もう1点は、同じく4ページの「個人情報の記録の内容」の中に、保護者の承諾のような欄がありません。本人から直接申請があって登録をして、そのままその情報が運用されていく形なのですが、保護者の承諾が記載されなくてもよいものなのでしょうか。
杉並福祉事務所長	当然、事業の趣旨を説明して、そのときに保護者にも説明をして承諾も得ます。申込書もいただくことになっておりますので、当然保護者の承諾はいただきます。
委員	ということは、前提として保護者の承諾があるということなのですが、保護者の承諾がない、という場合は考えられないのでしょうか。
杉並福祉事務所長	基本的に事業をする側からしますと、当然保護者も知っていて、承諾をしているということでない、と、事業としてできないと思っております。
委員	分かりました。
会長	ほかにありますか。
委員	6ページの図の「伴走型」というのは、分かるような分からない言葉なので、説明していただきたいと思います。それから、諮問62、63の健診(検診)・保健指導に関する業務ですが、まず第一に電子申請ができるということは、受診率の向上につながり、とてもいいことだと思います。そうすると、パソ

	<p>コンに慣れていないと、なかなかできないこともありますので、画面は分かりやすく申込みしやすいようなものを、考えていただければと思います。これは、要望です。</p> <p>2 番目に質問として、電算入力業務システム名は「区民健診等データ管理システム (小型)」となっています。ここに、健診結果も入るのでしょうか。3 番目は要望ですが、先ほど委員から 5 年が保存年限かという質問がありましたように、こういった健診結果をきちんと統計的に処理することによって、区民の健康は守られる面もあると思いますので、データの分析などをしっかりやっていただきたいと思います。</p>
杉並福祉事務所長	<p>「伴走型」支援とは、この居場所づくりの事業において、子どもたちに学習支援を行ったり、社会性育成の支援を行います。そのほかに、進路や生活上の相談を受け付けることもあります。ただそれが、面接をしてその場でアドバイスをして終わりではなく、その子どもの悩みについて寄り添って、一緒に行動するところまで考えております。例えば、学校や施設などとの調整や、親に何か問題があれば一緒になって話し合うことも含めて、伴走型で支援をしていこうというような意味で使っています。</p>
健康推進課長	<p>健診結果については、10 ページの電算入力記録票の記録の項目の 1～34 番までの省略という所の中に、健診結果は含まれています。</p>
委員	<p>要望したことに対しても、一言お答えいただけるとありがたいのですが。</p>
健康推進課長	<p>言葉が足りず申し訳ありません。保存年限については、先ほどお答えしたように課題とさせていただきたいと思います。また、健診結果の分析については、貴重なデータになるかと思っておりますので、こちらについては別途健診電算システム等を検討しておりますので、そういった中で分析などをして活かしてまいりたいと思います。</p>
委員	<p>よろしく願いいたします。</p>
会長	<p>ほかにありますか。</p>
委員	<p>今の「伴走型」というのは、学習支援や社会性育成支援や進路・生活相談をまとめてやるということですね。また、それらを福祉事務所や子育て支援課などと、横の連絡を取りながら万全を期していくという意味ですよね。</p>
杉並福祉事務所長	<p>この「伴走型」というのは、最近国が生活保護制度などを見直す中で、盛んに使い始めた言葉でもあります。基本的には、その方の生活状況に寄り添ってあらゆる支援を行います。イメージとしては、先ほど申し上げたことや、場合によっては関連する各課と連携することもあるかと思います。特に、中学生などが高校受験をするにあたっては、学校見学などに一緒に行く支援も、具体例としては想定しているところです。</p>
会長	<p>ほかにありますか。ないようですので、報告第 34 号は報告を受けたことといたします。諮問第 60 号から諮問第 64 号は、決定といたします。では、次に諮問第 65 号から諮問第 69 号について、事務局から説明をお願いします。</p>
諮問第 65 号	



諮問第 66 号 諮問第 67 号、諮問第 68 号、諮問第 69 号	
情報政策課長	諮問第 65 号について説明する。 諮問第 66 号について説明する。 諮問第 67 号、諮問第 68 号、諮問第 69 号について説明する。
会長	では、ただいまの説明について御質問、御意見はございますでしょうか。
委員	まず 11 ページの、障害者相談支援事業に関する業務、についてお伺いします。「事務事業の概要」に「専門性の高い相談支援業務を、外部委託する」とあるのですが、具体的にどういった業務ですか。
障害者施策課長	障害者の相談支援は、御本人を支援するというのは、当然基本となります。また例えば、知的障害者や精神障害者で、長い間引きこもっているような方は、御本人だけを支援すればいいのではなくて、御家族ぐるみで支援していかなければなりません。それから、御本人以外の家族の方にも何らかの課題があったり、家族の関係に非常に難しい問題があったりと、複合的な課題を抱えている御家庭に対して相談支援を行っていくものを、専門性の高い相談支援業務と呼んでおります。
委員	分かりました。14 ページの「障害者虐待防止に関する業務」についてお伺いしたいのですが、「事務事業の概要」に「(仮称) 障害者地域相談支援センターの業務の中に、経過観察の業務を位置付け」とあります。この経過観察の業務について、どのように報告を受けるのかを、お聞かせいただきたいと思っております。
障害者施策課長	この経過観察は、区が見守りの依頼書を出して、今度は事業者のほうから月に 1 回、報告書という形で提出していただきます。それぞれの実施状況を、毎月確認していくというような形を想定しています。
委員	最後に、緊急時や、区の担当者と直接連絡を取りたいといったときには、区は対応できる体制ですか。例えば、24 時間の連絡体制を構築できる、あるいはその人員体制など体制は万全なのかを、総括的にお聞かせください。
障害者施策課長	これは、虐待の通報の場合と同じで、平日の午前 8 時半から午後 5 時 15 分までは、障害者施策課に専用の電話を設けています。時間外と休日は、区役所の休日夜間担当が電話を受け、担当者に連絡をしてもらい、担当者が直接連絡を取るといった体制で臨んでおります。この経過観察の報告についても、同様の連絡体制を想定しています。
委員	結構です。
委員	12 ページです。先ほど御説明の中で、「社会参加の状況」は御本人から情報収集する、という御説明がありました。ということは、本人以外の方、例えば家族などからこういった情報を収集することはない、という理解でよろしいですか。
障害者施策課長	基本的には、これは御本人から収集するものと、想定しております。
委員	杉並区では、自己情報の開示請求ができます。親権者もしくは成年後見人

	<p>は、本人に代わって自己情報の開示請求などができ、自己と同じように扱われるわけです。例えば 15 ページの外部委託記録票に、14 番「相談の内容」といったことが盛り込まれています。例えば虐待などの場合、御本人が、自分の親に知らせたくないというか、その利害が対立することもあるかもしれません。親権者、若しくは成年後見人だからといって、本人と同等に開示をしてよいのか、また、何らかの対処を考えているのかどうかを教えてください。一般的な回答でも構いません。</p>
障害者施策課長	<p>基本的に、本人が望んでいない場合については、開示をしないというような対処法を考えているところです。</p>
委員	<p>そうしますと、本人以外の方が、親権者や成年後見人であるといったことを理由に自己情報の開示を求めて来たときには、一旦御本人にこういうふうな請求が来ておりますけれども、いかがいたしますかと確認するという、そういうことでよろしいですか。</p>
障害者施策課長	<p>そういうプロセスとなると、考えています。</p>
委員	<p>なるほど。そのときに、これは余計なお世話かもしれないのですが、御本人がこの情報を出していいかどうか分からないとか、個人情報の開示といった概念などは通常は使うことがありませんから、何が問題となっているのかが分からないときに、親権者や成年後見人ではない人を自己の代理として、対応してもらうことはできるのでしょうか。</p> <p>それから、例えばこういった場合にはこういったことで判断することもできますよ、といったことを、区が案内することは余計なお世話かもしれないが、大切なことではないかと、私は考えます。区として、そういったことは考えていらっしゃるのかどうか。</p>
情報政策課	<p>杉並区個人情報保護条例の 18 条に、「任意代理の手続」を定めています。今おっしゃっている後見人等は、同じく同条に規定もありますが、法定代理人として全般的に代理権があるわけです。</p>
委員	<p>そうです。</p>
情報政策課	<p>委員がおっしゃっているような場合、この条例上の文言を引用いたしますと、未成年者又は成年後見人の法定代理人が、本人に代わって開示請求をすることができます。ただし、条例 18 条の 2 の規定に基づき開示することが、当該未成年者又は成人被後見人の利益に反すると認められる情報については、これは開示を拒むことができる。こういう考え方です。</p>
委員	<p>分かりました。確かに条例上の作りはそうになっていますね。</p>
情報政策課	<p>はい。</p>
委員	<p>そうすると、御本人にやはり説明して差し上げる。若しくは、大変失礼ながら、障害を抱えていらっしゃる方で、よく分からないと言ったときには、例えばこういった弁護士とか、ほかの方にそのことを、あなたになり代わって判断していただくことができますよ、といったようなことは御案内するのかどうか。若しくは、そこまで考えてないですか。</p>

情報政策課	とても難しい問題です。外形的に何もないときに、委員は全部御案内しろという趣旨かもしれませんが。
委員	違います。
情報政策課	そういうことでないとすれば、各主管課窓口で状況を把握していますから、必要と判断される場合は、通常は各主管課で判断して、そういった対応を取ると考えています。
委員	分かりました。そうすると杉並区としては、自己情報の開示請求のため、窓口いらして、その方が親権者や、また成年後見人だからといって右から左に全てを公開するのではなくて、一旦そこで内容について判断をし、これは非開示とすべきではないかといったことを個別に判断をし、対応をする、ということだと考えていいですか。
情報政策課	情報公開の窓口は、その方について、どういう状況かはつかんでおりません。ですから、こういった場合は、通常各主管課の担当を呼んで、一緒にお話をお伺いします。情報公開の窓口では、そうした情報の全てを必ずしも把握しているとはいえませんが、各主管課の方で状況を把握しているときには、そういうことができると思います。ただし、住民票のアクセスログなど、そういった場合についてはほとんど御指摘のようなおそれがないので、この場合にはそういった配慮をする必要がない、というぐらいの基準は持っています。今、委員が御指摘のような本当に深い事情の場合は、各主管課に対応してもらわなくてはならないのです。一般的に、これまでのケースの中では、各主管課の方が、そういったことについては対応ができるというふうに考えています。
委員	<p>分かりました。私も何度も個人的に、情報公開請求しています。窓口の方が全てさっさとやるのではなくて、そのあと所管課にこういう請求が来てますよ、ということで、公開するか非開示になるのかといったことを、当区の条例に照らして判断していることは、よく分かっています。</p> <p>そういった意味では、今伺って、全てを出す、右から左にさっと出すわけではなくて、きちんと主管課に尋ねて、何らかの判断をするというふうを受け止めましたので、その点は安心いたしました。以上です。</p>
委員	11 ページの、障害者相談支援事業のサービスを受ける対象者について、お聞きします。「事務事業の概要」に、「障害福祉サービスを利用していない障害者や家族等」とありますが、これが具体的な数字として、行政で想定している数字があれば教えてください。それと、サービスを利用している人との対比を教えてください。
障害者施策課長	平成 23 年度は、今回委託をする予定の相談支援センターでなく、これまで委託をしていた相談支援事業所で、障害福祉サービスを利用していない方からの相談を受けていました。約 3,000 人の相談実績でした。今、区の中で、この障害福祉サービスを利用している方というのは 2,500 人ぐらいです。
会長	よろしいですか。ほかにございますでしょうか。

委員	<p>諮問 65 号について、少し整理をしていただきたいのですが、「事務事業の概要」の「内容」に、サービス等利用計画を作成する「特定相談支援事業所」と、生活全般の相談に対応できる「(仮称) 障害者地域相談支援センター」があります。12 ページの個人情報登録票の「個人情報の収集目的」の中に、「サービスの調整及び支援計画の作成、相談対応」とありますが、これはどちらに係るものなのですか。</p>
障害者施策課長	<p>サービス等利用計画の作成というのは、特定相談支援事業所に係るものです。</p>
委員	<p>特定相談支援事業所ですね。</p>
障害者施策課長	<p>相談支援という言葉自体は、これは特定相談支援事業所の場合でも、計画相談支援という言葉があります。相談支援については、この「特定相談支援事業所」それから「障害者地域相談支援センター」、そして「区」ということで、全体で相談支援というものを充実させていくという考え方です。相談支援そのものについては、全般に関していくということになります。</p>
委員	<p>はい、分かりました。ありがとうございます。今おっしゃっていることは、支援計画の作成については特定相談支援事業所でやって、それから相談対応についてはこの 3 所でやりますよ、という答弁という理解でよろしいわけですか。</p>
障害者施策課長	<p>相談対応については、生活全般に関する相談は、先ほど委員がおっしゃられたように、障害者地域相談支援センターがやりますけれども、ただ、特定相談支援事業所や区も相談支援の部分はやっていきますので、障害者地域相談支援センターだけが、いわゆる相談対応するということではないということです。</p>
委員	<p>だから、そのように理解してよろしいわけですか。</p>
障害者施策課長	<p>はい。</p>
委員	<p>分かりました。それから諮問の 66 号で、これは虐待防止に関わることなのですが、民間事業者に委託する業務の中に、経過観察の業務を位置付けるということで、支援センターがやることになりますね。通常サービスが行き届いているか、支援が行き届いているか、ということの見守りというのは割合やりやすいと思うのです。虐待についての見守りというのは、いわゆる見えない所で起こっているものなので、どうやってそれを虐待防止の観点で見守りをするのかが、私は難しいのではないかと思います。その点についてはいかがなんでしょうか。</p>
障害者施策課長	<p>非常に的確な御指摘だと思います。この見守りをなぜ相談支援センターにお願いするかといいますと、もちろん虐待については通報があってから動くわけですが、基本的に虐待防止のために来ましたと言え、当然どこの御家庭も身構えてしまいます。今も何本かそういう通報は受けていますが、やはりこういう通報がある御家庭というのは、そのご家庭そのものに、先ほどちよっとお答えしたような、かなり難しい問題を含んでいる家庭が多いという</p>

	<p>のが実情です。ですから、この御家族全体の相談を受けていく中で、こういった見守りというか、観察というのを行っていきます。そういう形でないと、無理なくという言い方も変ですけども、相手に比較的違和感をそんなに与えずに、そこに入っていくことはなかなか難しいので、今回こういうような形を考えさせていただいています。</p>
委員	<p>やはり今聞いていても、非常にセンシティブなことだと感じています。今、御家庭というお話をされていましたが、障害者の虐待防止法では事業所や、病院も対象ですか。仮に、施設の中であった場合の対応は、どのようにしているのですか。</p>
障害者施策課長	<p>虐待防止法では事業者、障害者を雇用している事業主も入ってきますので、仕組みとしては同じ形になります。</p>
委員	<p>仮に事業所の中で虐待が行われている場合、区の職員であれば入りやすいと思うのですが、民間であるセンターが行う場合には、結構大変なのではないかなと思うのですが、その点はいかがなものでしょうか。</p>
障害者施策課長	<p>虐待防止法の中での仕組みとしては一緒なのですが、いわゆる経過的な、継続的な見守りが必要というのは御家庭、養護者の場合がほとんどと思っています。家庭の場合、虐待をしてしまっている方と、虐待を受けてしまっている方が同じ所にいる状態です。すぐにお2人を引き離す、いわゆる分離するような状況になくても、経過観察をしていかなければならないというようなものを想定して、ここでは見守りの委託を考えているということです。</p>
委員	<p>この審議会は、虐待の見守りを民間業者に委託するとき、15ページにあるような内容で行なうことを諮問されている、ということです。具体的にどうやって見守りをするとか、これは事実上の問題です。ここでは、訪問等による見守りをするということです。では、拒否されたらどうするのかは、今ここでの問題ではありません。そういう場合はどうするのですかというのは別の問題です。例えば、親権や後見人を解任したいんだというようなときに、解任するのに親権者だと親権を剥奪しなくてはなりません。それから、法定後見人というのは通常裁判所から任命されているので、裁判所通じて解任してもらいしかありません。親権の喪失も家庭裁判所の問題ですから、通常家庭裁判所へ行き、自分で法廷活動はできないから弁護士会へ弁護士を頼みます。弁護士会へ来て頼めば、弁護士会は代理人を選んでくれます。そして、お金がなければ法律扶助会で、国がお金を出してくれるのです。事実上はそういう形で進んでいます。もし不適當だということになればね。</p> <p>そういうことで、この審議会での問題は、個人情報項目について、これを入れていいかどうかという問題です。この中で、これ不適當だから外せというのか、それだけの問題なのです。そういうことで、今の問題は決着つけておかれたらどうですか。いつまでやっていてもしょうがないですから。</p>
委員	<p>民間事業者への委託ということが、基本にあったものですから。どういうふうにするのかということ、きちんと聞いておいたほうがいいかなと思います、質問させていただきました。以上です。</p>

会長	ほかにございますか。
委員	<p>この審議会の役割についてですが、この情報を渡していかどうかという場合を考えると、その情報を渡すことで、どのようにその個人情報が守られるかといったこともきちんとフォローしなければ、審議会としては役をなさないと、考えております。</p> <p>もう1つだけ伺います。虐待に関して訪問をするという場面がありますね。懸念されるのは、訪問時にデータを持ち出して、それを紛失してしまうことです。それは防止しなければいけない。もちろん、「紛失しないようにします」というのが、まずのお答えなのですが、紛失した場合でもそのデータを、誰かが見ても役に立たないような形にするというのはどうですか。紛失しても、それでもある程度の個人情報は守れるというように、先にリスクヘッジをしておかなければならないと考えておりますが、今回はどのようになさるのか。何か対策があれば教えてください。</p>
障害者施策課長	<p>基本的には、こういったデータの持ち出しに関しては、当然契約の段階で、遵守事項を規定するとか、通常のものと同じようにやっています。今おっしゃられたように、例えば持ち出す情報を最小限にし、パッと見ただけでなかなか分からないような形で持っていく、といった工夫を加えるなど、考えないといけないと思っております。</p>
委員	<p>私が考えるのは、このデータ自体は、委託業者に文書で渡すようになっているけれども、業者は多分受け取った後にパソコンに入れるのではないかと思うのです。もちろんパソコンに入れるのであれば、スタンドアロンでなければいけません。つまり、パソコンに入れることでエクセルやデータベースなどで管理できるわけです。そのときに、例えば個人の基本的なデータの所と、具体的な状況の所を別々にしておき、住所氏名の所は全く持ち出さない。エクセルなどを使えば簡単にできます。もしくは、番号だけつけて持ち出し、帰った後でこれを結合する、というようにすれば、そのカードを落としたりしたとしても、見た人は御本人を特定することはできない。そういった工夫ができるかと思えます。当局としてもいろいろ考えてくださっていると思うのですが、先ほどの答弁の中にもそういった意味合いはありますか。</p>
障害者施策課長	大変貴重な御意見ですので、参考にさせていただきたいと思えます。
委員	障害者相談支援事業について、ここでのデータの保管年数と、対象年齢とを教えてください。
障害者施策課長	保存年数は5年です。対象年齢は、特に制限はありません。
委員	<p>私が以前の、決算特別委員会などでも説明させていただいたのですが、例えば小学生や、中学生のときに発達障害かもしれないと相談に来られて、やはり大人になり就業してから同様の御相談があった場合、5年で保管期間が終わってしまうと、データが消去されてしまいます。継続した相談支援の体制にしては、保管期間が短いと思うのです。5年とした理由があるのでしょうか。</p>

障害者施策課長	保存年限については、文書保存の規定に従って定めますが、今おっしゃられたような、継続した支援をしていくためにどうするかというのは、単に保存年限の問題というよりは、どのようにその情報を継承させていくかという課題であると受け止めております。そこについてはまた、そうした工夫を重ねていきたいと思っております。
会長	よろしいですか。ほかにございますか。ございませんようですので、諮問第 65 号から諮問第 69 号は決定といたします。では次に、報告第 35 号、諮問第 70 号から第 71 号について、事務局から説明をお願いします。
報告第 35 号、諮問第 70 号 諮問第 71 号	
情報政策課長	報告第 35 号、諮問第 70 号について説明する。 諮問第 71 号について説明する。
会長	ただいまの説明について、御質問・御意見はありますか。
委員	20 ページです。この施策の目的と、今回収集しようとしている個人情報の、各項目の関連性がよく分かりません。というのは、空き家には所有者が分かる所もあるし、分からない所もあります。すぐに分かる所、分からない所もあるわけです。なるべく多くの所有者を判明させ、アンケートにお答えいただくということがこの目的だと思うのです。そうすると、今書かれている情報だけで足りるのかどうか分かりません。何人も見ることができる登記簿だけで、この空き家をどうするかということに関して、権限を持っている人にたどり着くことができるのですか。
住宅課長	登記簿謄本だけでは、全ての空き家の所有者を特定することは困難だと考えております。アンケートを送り、戻ってきた方々については杉並区で住基情報などを調査して、再度アンケートを実施する予定です。
委員	そうしますと、住基情報だけでは探せないこともありますよね。例えば不動産の登記簿はなかなか書き替えられなくて、おじいちゃんが亡くなったけれども、そのままにしてあるなどということはそんなに珍しいことではないわけです。それから、住居表示が変わっていて、郵便を出しても届かないということもあります。閉じてしまった住民票などもあるでしょう。そうすると、戸籍も見たいとか、戸籍の附票も見たいとかいった場面が出てくると思うのですが、そういった情報はどうするのか。
住宅課長	現在のところ、戸籍の情報を調べることは予定しておりません。登記簿謄本を調べて、先ほど申し上げましたが、判明できない方については、住基情報等でフォローしていきたいと考えております。
委員	そうすると、21 ページの個人情報の記録の内容ですが、この項目だけだとちょっと足りないと思います。例えば備考欄に、住基情報を参照することがあるというように書いていただくほうが、この審議会の目的に沿って親切だと思うのですが、どうでしょうか。
住宅課長	「住民記録等の情報」で、「住所」、「氏名」ということで記載しております

	<p>ので、委員がおっしゃるような情報については、こちらで網羅できると考えております。</p>
委員	<p>そうしますと、20 ページの「事務事業の概要」に、「登記簿で所有者の住所を確認する」とありますが、21 ページの「個人情報の記録の内容」にある「氏名」、「住所」というのは、住民票からも氏名・住所を、その情報を得るのだということですか。</p>
住宅課長	<p>先ほども申し上げましたが、登記簿で判断できない方については、区で住民票を調べさせていただくということです。</p>
委員	<p>そうしますと、例えば 20 ページの説明の中に、やはりそういう文言がないと、わかりません。住民票まで見るとは、思えないからです。というのは、先ほど申し上げたとおり、登記簿は手数料さえ払えば何人も見ることはできます。住民票は理由がなければ、誰でも見ることはできません。私が隣の方の住民票を、見ることはできません。そういった意味では、登記簿に記載されている「氏名」「住所」と、住民票に記載されている「氏名」「住所」は、同じ住所、氏名かもしれないけれど、情報の秘匿度が全然違います。もう少しきちんと書くべきだと思います。</p>
住宅課長	<p>空き家実態調査には、委託で実施させていただくと申し上げました。このアンケート調査についても、登記簿の所有者の住所の確認は、委託事業者にやっていただきますので、そのフォローとして、把握できないところについて区で調べるということです。</p>
委員	<p>会長にも御意見を承りたいと思うのですが、今の担当課の説明はここまで聞いて分かりました。しかし、このアンケートをするに当たって、住民記録係から情報を得るといったことは、この説明資料には全く書かれていません。私が今、質疑を重ねることによって明らかにされました。そういったことは説明として載せないと、この個人情報はどう扱うのかということが分かりません。全体像のほんの一部だけを説明されたことにすぎないと私は思いますが、審議会としてこれでよろしいのでしょうか。</p>
委員	<p>今の件は、会長がお答えするまでもなく当然のこととして、住民票を基に情報を取るとすれば、その情報源である住民票は何らかの形で表記されるべきです。しかも、21 ページの「氏名」、「住所」が住民票に記載されている住所も含んでいるとすれば、やはり諮問の文書の中にどこかに表記されるのは当然だと思います。ですから、事務局は、修正されたらどうですか。趣旨はそうになっている、ただ、文言に書いていないだけということだから。そういうことです。以上です。</p>
委員	<p>21 ページの「個人情報の記録の内容」の項目について、一戸建てが空き家かどうかというのは、外観から見てもある程度分かりますよね。共同住宅の場合、全部空き家になっているか、なっていないかを見るのか、それとも一部入っていれば、1 棟のアパートならアパートは空き家ではないと、このように見るのですか。</p>



住宅課長	今、委員がおっしゃったように、共同住宅については、全ての住戸が空き家であれば、そこを空き家と判定します。例えば共同住宅の部屋が10戸あり、2つは入居されているということが外観上で確認できれば、それは空き家ということでは判定いたしません。
委員	20ページですが、何で区役所がやるのか、という話になったら、従前は外形だけから見ていて、空き家になっているか、なっていないか分からなかったと。それで、老朽化とか防災とか、こういう課題に対応するために空き家を調査するのですよと、こういうことですよ。目的は決まっているわけですよ。
住宅課長	おっしゃるとおりです。
委員	だから、それに相応するような項目だけが分かれば、いいわけですよ。そして、今、所有者は誰だとか、いろいろ論議しているわけですよ。登記簿を見れば、登記簿には所有者の名前が書いてありますよ、ということですよ。ところが今言われているのは、それは載っているかもしれないけれども、これは明治時代から載っているのと変わりが無いのだとか、あるいはある程度まで相続とかそういうものをやってきて、最後のところへきて、この人が今どこにいるか分からないということ、そういう場合はありますよね。そういう場合に、住民票まで調査するという、あるいは、空き家かどうかどうやって見るのだといたら、表札の有無、電気メーターの作動、郵便受けの状況、そういうことで外観から見て空き家であるかないかを推測することなのですね。 次に、一戸建て・共同住宅の別や構造などの物件概要、外壁の汚れ、雑草の有無、接道状況などの調査を行うと。こういうことのために、ということでしょう。この書き方だと、それだけ分かればいいわけなのではないですか。
住宅課長	おっしゃるとおりです。
委員	所有権は登記簿謄本を取れば分かるから、分からないときでも最終的に、空き家かどうかまで見るのか、その辺はどうなのですか。
住宅課長	今おっしゃられたように、まず外観で空き家かどうかの判断を行い、空き家だと推定される建物の所有者を調べて、その所有者にアンケート調査を実施いたします。
委員	アンケート調査は、そこにいるかないかは関係なく、まず郵便を出してしまうということなのですか。
住宅課長	空き家と特定されますので、そこには居住されていません。
委員	空き家というのはそうですね。
住宅課長	所有者に対し、区からアンケートを送付して、所有者が今後どのように空き家を活用したいのか。いろいろな項目について、アンケートをさせていただくということです。
委員	所有者が分かっている場合、手紙を出してアンケートを取るのではありませんか。空き家だけこの人の住所は分からないと、アンケートを出しても返つ

	てくるだけですよ。
委員	不在の家屋については、恐らく住民票の附票などで調べられることが多いのではないですか。そうだとすると、先ほど私が申しましたように、住民票を見て、実際にやられるということですから、諮問の説明書のどこかにそのことを記載したらいいのではないですか。そうすれば諮問の中身が合ってくる。
情報政策課長	<p>20 ページの「事務事業の概要」の中段の、調査内容のところですが、これは全軒調査ではありません。空き家全部を完全に調査する、というものではありませんので、最終的なところまで追求するという調査を想定していません。対象地域を絞った上で、調査を行うというものです。</p> <p>また、先ほど住宅課長が説明しましたが、住基登録の確認については区で行います。住民基本台帳の登録は、既に登録をされておりますので、区として調べることは可能です。今回は外部委託のための諮問ということで、その部分の説明、記載がありませんが、今後、説明の仕方というか、記載の仕方については検討してまいりたいと考えております。</p>
委員	これは、外部委託業者に委託するために、必要な個人情報の項目を挙げているのですよね。外部委託業者が、徹底的にできるわけではないのです。ですが、アンケートをまず出すためにも、住所は必要です。だから、登記簿によって所有者の住所を確定するということで、外部委託業者への委託の範囲はそこまでですよ。
住宅課長	おっしゃるとおりです。
委員	だから、こんなものは必要ない、こんなものやったって意味ないよと、これは反対だ、というのは別の話になるんじゃないですか。
委員	<p>この空き家を調べるというのは、大切だと思います。是非やっていただきたい。また、これが空き家だということが確認できたあとの対策も、考えておいていただきたい。非常に空き家が増えています。空き家であるかないかを確認する、一番簡単な方法は御近所に問合せすることです。空き家の向こう 3 軒両隣から情報を取って、この家、いつから空き家なのだろう。たまには家族が来ているだろうか、来ていないだろうか。もう 10 年も 20 年も空きっぱなしというのはありますので、これは御近所で情報収集するのが一番早いですね。</p> <p>そして、問題は空き家を分かった段階で、あとどうカバーするか。もうゴミだらけで、庭木はジャングルになっていて、いつ火がついてもおかしくないという状態。それから、手入れが全然されていないから、ちょっと揺れたらガサッと来そうだな、という家が結構身近にあるのです。ですから、空き家を調べたあと、どんな対策をするか、ひとつ知恵を貸していただきたいと思います。以上です。</p>
委員	はっきりさせていただきたいのは、住民票から住所・氏名を取るのか取らないのか。もし取るとすれば、諮問をするのかしないのか。外部委託だけで

	やっているのか、事業そのものの個人情報を諮問しているのか、区の答弁がはっきりしないのです。そこを整理していただければ、この問題の整理は簡単なのです。
情報政策課	説明が前後いたしましてすみません。住民票の記載事項の利用ですが、住民基本台帳法1条により、法令情報により、私どもでは「目的内他課利用」と言っているのですが、既に登録があります。全ての課で使えるような状態で登録をしております。したがって、ここには書いてありません。こういった経過です。
会長	そうすると。
情報政策課	今ここには書いていないのですが、各課の共通事項として事業登録がなされており、住民登録台帳における情報は、区役所にとっては根幹的、基礎的な事務ですから、住民基本台帳法1条の規定により全ての課で使うことができます。住民票については、法令の規定によって、全ての事業で使えるような登録がなされている、簡単に言ってしまうとそういった形です。
委員	ちょっと答えていないですね。住民票の住所・氏名を取ることに、ここに諮問しているのですか、していないのですか。
情報政策課	昭和62年当時から使っておりまして、本日は諮問しておりません。既に登録がなされております。
委員	ということは、説明も何にも要らない。前にもう審議会で決定しているのだからということですね。そこを整理していただければ、グルグル回りしないで済むのです。わかりました。
会長	ただいまの問題提起との関連で言いますと、住民登録票の参照については、あえて審議会に掛ける必要はないと。既に昭和62年に決定されているということですね。
情報政策課	はい。今申し上げた昭和62年の条例施行の際に、既に処理を行っており、条例に基づく利用がなされているものとみなされております。
会長	ということは、改めて当審議会としては確認するということですね。それでよろしいですか。
委員	はい、ありがとうございました。
委員	基本的なことをお伺いしますが、先ほど土地・建物の状況を調べるのに登記簿を使ってということですが、我々が一般的に普段使っている住居表示ではなく、登記簿等には地番で記されていると思うのですが、どちらを書いていくのですか。
住宅課長	その建物の所在地については、住居表示もしますし、例えば天沼3丁目の523番地というような表示をさせていただくことになります。
委員	両方併記するということですか。
住宅課長	記録はしませんが、登記簿謄本の表示を確認するということです。
委員	どちらでもって、住所地を書くのですか。
住宅課長	住所です。

委員	住所で書くということですね。というのは、空き家だからということで、あとでこの土地や建物に戻って調べるときに、やはり土地の登記簿上の地番が、ある意味1つ戸籍みたいなものです。住居表示というのは、今までも歴史上変わっていったわけですから、そこを踏まえておかないと情報としては1つ精度が欠けるのではないかと、このように考えるのですが、いかがですか。
住宅課長	今の住居表示の中でも、空き家の特定は十分できると考えておりますので、委員が御指摘のようなことには、ならないと考えております。振り返って、それが空き家だったかどうかのときに、場所が分からなくなるようなことはないと考えております。
委員	せつかく調べるのであるならば、登記簿上の土地や建物の戸籍に当たる地番も、この中に入れておけばいいのではないのかと思うのですが、そこについてはいかがですか。根本的な情報になるのですね。
住宅課長	必要ありませんので、それは登録する考えは今のところありません。
委員	ないということですね。
住宅課長	はい。
委員	分かりました。普通、感覚的に言うと、土地・建物の人間でいえば本籍地に当たるものですから、そこはあったほうがいいのかと思いました。2点目で、21ページに個人情報登録票の中に、例えば財産等の情報の中で、建物の状況があります。また、生活状況等の情報の中で、住居の状況とあります。この違いは何ですか。
住宅課長	建物の状況は、建物の所在地が住居表示で何番の何号になっているかということです。住居の状況は、一戸建てとか、共同住宅とか、階数といったところの状況です。
委員	分かりました。あと、先ほどの議論でありました外壁の汚れとか、雑草の有無とか、これは個人によって随分感じ方が違います。住んでいても古いものもありますし、住んでいなくてもきれいなものもあります。これはどのような判断をするのですか。
住宅課長	複数の調査員が調査いたしますので判断のずれがないように、統一的な基準を持ってやります。一般的に外観から木が隣の家まで繁茂して、非常に敷地内が荒れているような状況とか、塀や窓も壊れているとか、そういった状況を判断しながら、空き家判定してまいります。
委員	窓が割れている家が空き家というのは分かりやすいですが、そうでないことも多いと思うのです。正直言って、なかなか判断しづらいと思います。もう1点、あくまでも確認ですが、今回の調査で、調査員が敷地の中に入ることはないということよろしいのでしょうか。
住宅課長	敷地の中に入ることは、ありません。
委員	電気メーターは、どうやって見るのですか。
住宅課長	電気メーターは、道路から見える範囲で確認しますので、敷地内に入って

	見るということはありません。
委員	そうすると、今この書いてある中で、何をもって空き家とするという中に、外壁の汚れや雑草とありました。表札がない家なんかいっぱいありますからね。郵便受けなどもはっきりしません。そうすると、ある意味、電気メーターぐらいかなと。電気メーターが全く動いていなければ、空き家かなと判断できるのかと思いましたが、電気メーターは玄関の見える所にポンと置いてあることは少ないです。そうすると何をもって空き家とするのか、この事業にそれだけのお金をかけてやる必要があるのかどうなのか、今ちょっと危惧した部分もありますがそこはいかがですか。
住宅課長	最初に申し上げましたが、今、空き家に関する課題については区民の皆様から苦情などもいただいております、その都度対応しているところです。平成20年の住宅・土地統計調査によると、空き家が非常に多く発生しているというところで、ストックの有効活用という観点からも、ここで実態を調査して、今後の施策の検討の基礎資料にしたい。そのように考えておりました、今回、空き家実態調査を実施することになりました。
委員	私もそれは分かるのですが、今、私がお話しているのは、メーターさえほぼ見られないのであるならば、何をもって空き家とするのですかというところは、ほかの方はどうですか。同じ答えですか。
住宅課長	今、委員が御指摘のように、明らかに空き家だという判断が難しいという状況もあるかと思いますが、外観とか、カーテンの状況とか、そういったところで判断をさせていただきたいと考えております。
委員	これはこちらの委員の先生が言われるように、隣近所で聞くのですよ。この人が住んでいますか、どうですかと。
委員	駄目です。個人情報ですから。
委員	いや、隣近所の方は、いませんと教えてくれる。あるいは町会長は一生懸命ピラを撒いているでしょう。掃除の割当てなどをするでしょう。いれぱずっと割当てなどをやるのだから、教えてくれないものですか。
委員	個人情報ということではありますが、向こう3軒両隣に問合せするのが一番確実です。空き家でも、電気のメーターが回っている物騒な家があるのです。5年も6年も空き家なのに、電気のメーターだけゆっくり動いている家があります。それもこちらで調べて持ち主に連絡して、「危ないからブレーカーを切ってください」というところまでやっています。そこまでやらないと、火がついてからでは遅いですからね。
委員	それでなければ、消防署に頼むのですよ。
情報・法務担当部長	空き家対策は、かなり議論が白熱しております。都市部では、NHKの「クローズアップ現代」など、様々なところで取り上げられて、大きな課題になっていますが、実は空き家の問題は、今までなかなか取扱いづらい課題だったわけです。行政の取っ掛かりも難しかった。孤立死の問題だとか、高齢者の所在不明問題だとか、いろいろな問題が絡んできて、空き家の問題はもう

	<p>少し行政として踏み込んでいかなければいけないだろうというところで、今回こういう調査を行うための取っ掛かりの調査です。</p> <p>委員がおっしゃったように、本来的にもう少し突っ込んでやったらどうかという御意見もよく分かります。とりあえず今回この調査から見えてきたものを踏まえ、これからの対策をどうしていくのか。私も私が住んでいる所の地元の空き家の状況は気になって、いつも見るのです。こんなことをこの場で言うては申し訳ないのですが、空き家というのは本当に空き家なのかどうか、分かりづらいところもあるのですが、何となく家の状況が醸し出している、ここは空き家ではないかというところもあります。それは定型的に、要するに外壁の汚れ、あるいは雑草の有無だとか、それだけで判断しにくいところもあります。確かに雑草がいっぱい繁茂していますが、人が居住している場合もあります。何となく感覚でそういう状況があるというのは分かるし、もしかしたら中に入ってみるとよく分かると、その気持はよく分かるのです。とりあえず今回、委託の内容としては、この状況で分析をしてみて、それからこの空き家対策は区として取り組む取っ掛かりにしていくというところで、御理解いただけたらと思っております。</p>
委員	<p>大体分かりました。最後にこういう専門的な、ある意味どう判断するのか分かりづらい判断をする業務を、どのような事業者が受けていただけるのですか。</p>
住宅課長	<p>既に他の区でも空き家の実態調査を実施しており、そうした事業者の中から入札を行って、事業者を決めていきます。</p>
委員	<p>意見です。22 ページの委託の条件です。先ほど説明のときに、個人情報の適切な管理と提供資料の返還義務ということで、特に注意をしているというお話がありました。やはりコンピューターで集計されるわけですから、コンピューターの中にデータが残ってしまう可能性があります。そこで、終了後はコンピューターに含まれているデータを、抹消することを契約書に明記するというのが最近の傾向なのです。ですから、これも併せて、例えば提供資料の返還義務ということであったのですが、その中の一部かもしれませんが、必ずコンピューターのデータを抹消するように契約書に明記して、事務執行していただきたいと思います。これは意見ですから、返事は要りません。</p>
情報・法務担当部長	<p>個人情報の委託に絡む契約には、区が平成 18 年ぐらいから特記仕様書を付けており、その個人情報の取扱いについては、今、委員のおっしゃった内容を仕様書にきちんと明記してあります。</p>
委員	<p>既にやっているという意味ですか。</p>
情報・法務担当部長	<p>やっています。</p>
委員	<p>分かりました。</p>
委員	<p>住民票のことで、最後に 1 つだけ言うておきたいのですが、情報の提供の仕方が杓子定規であり、不親切だと思います。先ほど情報・法務担当部長が御説明なされたように、今回は空き家調査の正に取っ掛かりです。確かにこ</p>

	<p>ここに提案されている個人情報の記録の内容は、外部委託するものはこれだけです。諮問の内容はこれで足りているというところは理解するところです。しかし、それは余りにも杓子定規です。というのは、今この取っ掛かりのことをしてしまえば、次は住民票を調べるといことは、素人だからこれを聞いただけでは気が付かないのです。戸籍はどうしますか、戸籍の附票はどうしますかといったら、それについてはやりませんというお答えだったけれども、そういったこともなかなか素人には気が付かないのです。</p> <p>全体像を全て説明しろとは言いません。空き家の調査をするからには、本来は戸籍の附票まで絶対行かなくては、当人にたどり着かないわけですから。そういったことの全体像を示せとまでは言わないけれども、こういった取っ掛かりのことを御説明なさるときには、次にはこういったことも個人情報の保護といったことで関連しますというぐらい教えていただかないと。最後まで行ったときに、「えっ、あの取っ掛かりのところ OK と言ったら、ここまでやっちゃうんですか」、「いや、そんなの当然ですよ。だって、住民票は庁内ではいくらでも見ていいんですよ。そういうことは決まってるんですよ。法律で決まってるんですよ」と言われて、「いや、知りませんでした」と言わざるを得なくなってしまう。そういったことも親切に、全て懇切丁寧とまではできないのだけれども、やっていただくと私も委員の 1 人として審議するのに大変助かりますので、是非お願いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。</p>
会長	要望ですね。
委員	いや、お答えを頂きたい。
情報・法務担当部長	<p>個人情報の諮問事項については、私どもも実際、審議会まで 1 か月ぐらい精査をしながらやっています。今日の議論を聞いていますと、私どもの認識がなかなか及ばない部分があります。事業の説明についてもできるだけ全体像が分かるような、それに近いものをお出しできるように努めていきたいと思えます。ただ、事業の展開がまだそこに至らないものもありますので、できる限り分かりやすい説明は留意していきたいと思えますし、疑問が出ないように努めていきたいと思えます。</p>
委員	<p>住民票の住所を移す届出があるから、戸籍の附票に載るのであって、その届出をしない人の戸籍の附票を取ったって駄目です。私はそのように理解して、我々も内容証明を出したり何なり、いろいろやるけれども、我々は住所が分からなければ法律で照会するからいいのですが、それでやっても駄目なのです。あとはそれこそ興信所でも頼むなどの方法をとらないと駄目なので、それほど戸籍の附票は威力のあるものではないのですよ。</p> <p>だから、徹底的にやる時期になったら、少し考えなければ駄目ですねということ。</p>
委員	<p>意見です。先ほど前の委員がおっしゃったように、もう少し親切にということですが、21 ページの住所・氏名は、ほかの住所・氏名と違って、住民票からわざわざ持ってきているのです。ほかのところは、それぞれの目的の台帳から持ってきているので、ちょっとこの住所・氏名の持ってくる方法が</p>

	<p>違うので、疑問が起きてしまうのです。どこから持ってくるかというのは、情報公開・個人情報審議会では非常に重要な審議のポイントになるわけです。住民票から持ってきていいことは法律にも書かれているし、先ほどの説明で十分分かるのですが、ほかの住所とちょっと違うだけに、もう少し分かりやすく備考欄に住民票から持ってきて、丁寧に言えば「審議会何々の何回で了承済み」とか、そんなところまであればいいのですが、そこまで書かれると大変かもしれません。ここの住所・氏名は、何かちょっとほかと違うから混乱するので、区民の方にもう少し分かりやすくという配慮が事務局で必要ではないかと思います。これは意見ですから、答えなくていいです。</p>
会長	<p>ほかにありますか。いろいろと御意見や要望等々もあったわけですが、それは十分斟酌された上で、第1次的な調査でしょうから、第一歩を踏み出していただきたいと思います。ただいま審議してきた報告35号は受けたものとし、諮問第70号と諮問第71号は決定といたします。</p> <p>次に報告36号について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
報告第36号	
情報システム課長	報告第36号について説明する。
会長	<p>ただいまの説明について、御質問・御意見等ありますか。それでは報告第36号は報告を受けたことといたします。今まで御審議いただいた諮問事項については、ここで答申をしておきたいと思いますが、事務局は答申案文をお配り願います。この内容でよろしいですか。</p>
	(異議なし)
会長	これを情報・法務担当部長にお渡しいたします。
	(答申文手交)
会長	ほかに何かありますか。
情報政策課長	<p>次回の審議会は、平成25年5月31日(金)午後2時からを予定したいと考えております。会場は今日と同じです。よろしく願いいたします。</p>
会長	<p>以上で第5回情報公開・個人情報審議会を終了いたします。長時間、どうもありがとうございました。</p>